

令和8年8月24日

質問回答書

工事名：ふれあいスポーツプラザLED照明器具賃貸借事業

番号	質問事項	回答
1	本件は債務負担行為によるご発注で宜しいですか。	ご認識のとおりです。
2	リース会社は一般的に建設業の許可を有しておりません。賃貸借契約である本件が建設業法に抵触するような工事を含む場合、リース会社は工事元請け業者の立ち位置にはならないという認識で宜しいでしょうか。	リース会社(本案件落札者)については、建設業の許可を有する必要はありません。現場で施工する際の元請業者は建設業許可を有することとしてください。
3	契約期間終了後に無償譲渡と記載があるため、リース会社には固定資産税の納付義務はないという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	仕様書等から読み取れず施工前調査で判明した足場費用等に関しては、協議対象となる認識でよろしいでしょうか。	協議対象となりますが、契約変更の可否は内容を確認の上判断します。
5	物品の賃貸借に付随する業務でリース会社が自ら実施できない業務（物件の調達・搬入・設置・保守、既存照明の撤去等）は機器供給業者に委託する事は可能でしょうか。	可能です。
6	経年劣化（定格寿命 40,000 時間）による不点灯は、動産総合保険及びメーカー保証のいずれも対象外となります。本件においても経年劣化による不点灯は保証対象外という認識でよろしかったでしょうか。仮に賃借人の負担となる場合、各施設の賃貸借期間中の点灯時間を全てお示し下さい。	本施設（ふれあいスポーツプラザ）における点灯時間は、約 30,000 時間を想定しております。 よって経年劣化(点灯時間 40,000 時間越え)による不点灯は発生しないこととします。それ以外の初期不良等による不点灯については、賃貸人の負担となります。
7	設置作業前に選定した器具について群馬県に承認を得る過程があるため、承認を得たうえで設置した器具について故障以外の苦情（例：明るすぎる・暗すぎる等）に	要求水準を満たしていない場合は賃貸人の負担となります。

	対応する場合の費用は、賃借人負担という認識でお間違いございませんか。	
8	要求事項に記載されている仕様を満たすことが必須条件と理解しましたが、同等品の定義に関しては、単なる省エネ効率ではなく、規模の大きな本事業における経済効果、照明環境維持の観点から ◎1 本当通りの消費電力 ◎1 本当通りの光束値 について、要求事項に示されている消費電力を上限値、光束値を下限値と考え、いずれもクリアすることが条件という認識でお間違いありませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	他自治体における類似の入札において、落札後に落札事業者が仕様書内容の変更を求め、当初の内容とは大幅に異なるものに変更された事例があったと伺っております。貴県においては正当の理由なく、本仕様書の変更を求めるものには一切応じないという認識でよろしいでしょうか。	正当な理由がない限り、仕様変更は認めません。
10	事前の提出書類に照度分布図がありますが、照度分布図は対象施設全ての部屋に対して求めるのではなく、貴県と作成箇所を協議し、主だった箇所に対して求めているという認識でよろしいでしょうか。	対象施設すべての部屋に関する照度分布図の作成が必要になります。